

福井県立大学学生生活規程

平成19年4月1日
公立大学法人福井県立大学規程第72号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 誓約書、保証人および身上調書（第2条―第4条）
- 第3章 学生証（第5条）
- 第4章 休学、復学、転学等（第6条―第13条）
- 第5章 健康診断（第14条）
- 第6章 学生の団体（第15条―第20条）
- 第7章 集会等（第21条・第22条）
- 第8章 学内掲示、印刷物配布および寄附募集等（第23条―第27条）
- 第9章 施設および設備の使用（第28条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 福井県立大学（以下「本学」という。）の学生が守るべき事項について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 誓約書、保証人および身上調書

（誓約書）

第2条 入学者の選考の結果に基づき合格の通知を受け、本学へ入学しようとする者は、本人および保証人連署の誓約書（様式第1号）を学長に提出しなければならない。

（保証人）

第3条 保証人は、保証する学生の身上および授業料等の納入について、連帯してその責に任ずる。（身上調書）

第4条 学生は、身上調書に必要事項を記入し、入学後速やかに学長に提出しなければならない。

2 氏名、本籍、住所、保証人、保証人の住所等を変更した学生は、速やかに身上異動届（様式第2号）を学長に提出しなければならない。

第3章 学生証

第5条 学生は、入学の際、学生証（様式第3号）の交付を受けなければならない。

2 学生は、構内に入るときは、必ず学生証を携帯しなければならない。

3 学生は、本学の職員から学生証の提示を求められたときは、直ちにこれを示さなければならない。

4 学生は、学生証を紛失し、もしくは汚損したとき、または学生証の有効期限を延長する必要が生じたときは、学生証再交付願（様式第4号）を学長に提出し、再交付を受けなければならない。

5 学生は、学生証を他人に貸与し、または譲渡してはならない。

6 学生は、卒業、退学、除籍等により学籍を離れたときは、直ちに学生証を返還しなければならない。

第4章 休学、復学、転学等

（休学）

第6条 福井県立大学学則（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第59号。以下「学則」という。）第33条第1項（学則第62条において準用する場合を含む。）の規定により休学し、または学則第34条第1項（学則第62条において準用する場合を含む。）の規定により休学期間を延長しようとする学生は、本人および保証人連署の休学（期間延長）願（様式第5号）を学長に提出しなければならない。

（復学）

第7条 学則第34条第5項（学則第62条において準用する場合を含む。）の規定により復学しようとする学生は、本人および保証人連署の復学願（様式第6号）を学長に提出しなければならない。

（転学）

第8条 学則第35条（学則第62条において準用する場合を含む。）の規定により転学しようとする学生は、本人および保証人連署の転学願（様式第7号）を学長に提出しなければならない。

（転学部および転学科）

第9条 学則第36条の規定により転学部または転学科しようとする学生は、本人および保証人連署の転学部（転学科）願（様式第8号）を学長に提出しなければならない。
（転専攻）

第10条 学則第62条において準用する学則第36条の規定により転専攻しようとする学生は、本人および保証人連署の転専攻願（様式第9号）を学長に提出しなければならない。
（留学）

第11条 学則第37条第1項（学則第62条において準用する場合を含む。）の規定により留学しようとする学生（特別聴講派遣学生として留学する者を除く。）は、本人および保証人連署の留学願（様式第10号）を学長に提出しなければならない。
（退学）

第12条 学則第38条（学則第62条において準用する場合を含む。）の規定により退学しようとする学生は、本人および保証人連署の退学願（様式第11号）を学長に提出しなければならない。
（欠席）

第13条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き7日以上欠席しようとする学生は、あらかじめ欠席届（様式第12号）を学長に提出しなければならない。

2 やむを得ない理由により、前項の規定によりあらかじめ提出できなかつたときは、その理由を付して、事後速やかに提出しなければならない。

3 次の各号の一に該当し授業を欠席する場合は、あらかじめ公欠届（様式第12号の2）を学長に提出し、当該欠席した授業の担当教員から履修支援を受けることにより、出席したものとして取り扱うものとする。

(1) 忌引き

父母・配偶者・子 7日以内

祖父母・兄弟姉妹 3日以内

3親等までの親族 1日

(2) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく感染症による出席停止

(3) 裁判員として職務に従事する場合

(4) その他学長が特に必要と認める場合

4 第2項の規定は、前項の公欠届の提出について準用する。

第5章 健康診断

第14条 学生は、毎学年定期または臨時に行う健康診断を受けなければならない。

2 学生は、前項の健康診断の結果に基づき本学が行う健康上の指示に従わなければならない。

第6章 学生の団体

（団体の設立）

第15条 学生が学内において団体を設立しようとするときは、団体設立願（様式第13号）を学生部長に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の規定による団体の設立に当たっては、本学の専任の教員のうちから、顧問を定めなければならない。

（規約等の変更）

第16条 前条第1項の団体設立願に記載した事項を変更しようとする団体は、団体変更届（様式第14号）を学生部長に提出しなければならない。

（団体の継続）

第17条 団体は、毎年5月末日までに構成員名簿を学生部長に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出がないときは、当該団体は、解散したものとみなす。

（学外団体への加入）

第18条 学外団体に加入しようとする団体は、学外団体加入願（様式第15号）を学生部長の許可を受けなければならない。

2 学外団体から脱退した団体は、学外団体脱退届（様式第16号）を学生部長に提出しなければならない。

（団体の解散）

第19条 解散した団体は、団体解散届（様式第17号）を学生部長に提出しなければならない。

2 学生部長は、団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体の解散を命ずることができる。

(1) 本学の教育研究活動を妨げたとき。

(2) 学則その他本学の諸規程に違反したとき。

(3) 団体活動中の事故発生等団体の運営が円滑に行われなかつたとき。

(4) 団体の構成員が不祥事に關係し、当該不祥事が団体活動と密接な關係があつたとき。

(5) 団体活動が長期にわたって行われなかったとき。

(クラブハウスの使用)

第20条 クラブハウスの部室を使用できるものは、課外活動を目的とし、第17条の規定により設立された学生の団体とする。

2 クラブハウスの部室を使用しようとする学生の団体は、毎年度、クラブハウス部室使用願(様式第18号)を学生部長に提出し、許可を受けなければならない。

3 クラブハウスの部室の使用期間は、原則として、使用を許可した日から当該団体が解散する日までの間とする。ただし、特段の理由があるときは、学生部長は使用許可を取り消すことができる。

4 クラブハウスの部室を使用する学生の団体は、使用を許可された部室の一部または全部を他団体等に転貸してはならない。

第7章 集会等

(集会等)

第21条 学内において集会、催物等(以下「集会等」という。)を行おうとする学生またはその団体は、その7日前までに集会等願(様式第19号)を学生部長に提出し、許可を受けなければならない。

(集会等の解散)

第22条 学生部長は、集会等が本学の目的および使命に著しく反すると認めるときは、当該集会等の解散を命ずることができる。

第8章 学内掲示、印刷物配布および寄附募集等

(学内掲示)

第23条 学内においてポスター、立看板等(以下「掲示物」という。)を掲示しようとする学生またはその団体は、あらかじめ当該掲示物を学生部長に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた掲示物には、掲示期間を明示した検印を押印する。

3 掲示物は、学生部長が指定した方法により掲示しなければならない。

(禁止掲示物)

第24条 学生またはその団体は、次の各号のいずれかに該当する掲示物を掲示してはならない。

(1) 特定の個人、団体等をひぼうし、またはその名誉を傷つけるもの

(2) 虚偽の事項を記載したもの

(3) その他内容、形状等が品位を欠くもの

(掲示物の撤去)

第25条 学生またはその団体は、掲示期間を経過した掲示物を直ちに撤去しなければならない。

2 学生部長は、掲示物が次の各号のいずれかに該当するときは、当該掲示物の撤去を命じ、またはこれを撤去することができる。

(1) 掲示期間を経過したもの

(2) 検印が押印されていないもの

(3) 学生部長が指定した方法以外により掲示したもの

(4) その他学生部長が不相当と認めたもの

(印刷物の配布)

第26条 学内において新聞、ビラ等(以下「印刷物」という。)を配布しようとする学生またはその団体は、あらかじめ印刷物配布願(様式第20号)に当該印刷物1部を添えて学生部長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、新聞等定期的に配布する印刷物で、2回目以降のものについては、当該印刷物1部を提出すれば足りる。

2 印刷物の配布については、第24条の規定を準用する。

(寄附募集等)

第27条 学内において寄附募集、物品販売、署名運動、世論調査その他これらに類する行為をしようとする学生またはその団体は、あらかじめ寄附募集等願(様式第21号)を学生部長に提出し、許可を受けなければならない。

第9章 施設および設備の使用

第28条 学生またはその団体が、授業以外の目的で本学の施設または設備を使用しようとする場合の手續、遵守事項、き損等の取扱い等については、公立大学法人福井県立大学施設管理規程(平成19年公立大学法人福井県立大学規程第54号)その他の規程等に定めるところによる。

附 則

<省 略>